

別紙

諮問（名施設第206号）

答 申

1 審査会の結論

実施機関は、不存在決定を取り消し、別添「美謝川切替え工事に関連する文書」に記載している各文書を対象公文書として特定し、全部公開すべきである。

2 審査請求に至る経緯

令和3年5月9日 審査請求人は、名護市情報公開条例（平成13年名護市条例第27号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関へ「美謝川の切り替え工事に関連して、法定外公共物管理条例に基づく協議の要否について、防衛局からの照会文書（詳細設計図書）を含む」、また名護市の回答文書。その他本件に関連する全ての文書。」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

令和3年5月24日 実施機関は、条例第9条第2項の規定に基づき「実施機関で保有したことがない」として公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行った。

令和3年5月27日 審査請求人は、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づき、本件処分を取り消し、全部を公開するよう求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った本件請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、全部を公開するよう求めるというものである。

(2) 審査請求人が主張している内容は、次のように要約される。

ア 沖縄防衛局は、美謝川切替え工事の先端部、辺野古ダムと接続する部分を洪水吐と称している。洪水吐は延長50mで、その構造は、辺野古ダムから越流した水が流れ込むようになっている。洪水吐は、あくまでも美謝川切替えルートの一部である。

イ 実施機関は、弁明書で美謝川切替え工事に関する文書はないが、洪水吐工事に関する文書は存在しており、洪水吐工事に補正すれば文書を公開したと主張するが、しかし、洪水吐は美謝川切替えルートの一部であるため、実施機関の主張は失当である。

ウ 実施機関の弁明書では、美謝川の切替え工事に関連する法定外公共物管理条例（平成24年条例第22号）に基づく協議の要否についての回答文書を沖縄防衛局から受けていないとしているが、これは事実と反している。

エ 実施機関は、本件請求に対して、美謝川切替えという言葉を使わず、洪水

吐の付替えであると言いつけており、美謝川の切替えという公開請求に対して文書を公開した場合、実施機関も今回の沖縄防衛局の事業が美謝川切替えと認めたと受取られることを恐れたと考えられる。この場合において、法定外公共物管理条例が付替えも対象としていることから沖縄防衛局との協議が必要となるため、事業に対する実施機関としての見解を示さざるを得なくなることを避けるものである。

オ 実施機関の担当者は、審査請求人に対し、請求する公文書の内容の記載について、美謝川切替え工事の部分を洪水吐工事に補正するよう電話で伝えられた。しかし、請求内容に関する記載であるため、形式上の不備ではない。また、実施機関の担当者は、補正を求める理由を説明せず、補正の参考となる情報も提供していない。そのため、本件請求に対して、補正を求めたことは、条例第6条第2項に違反している。

カ 美謝川の切替え工事に関連する沖縄防衛局からの照会文書、実施機関の回答文書等は存在している。美謝川の切替え工事という請求内容を洪水吐工事に補正しなかったことを理由に、文書不存在としたことは認められない。

4 実施機関の説明要旨

(1) 実施機関が主張している内容は、次のように要約される。

ア 辺野古ダムにおける洪水吐の付替えとは、洪水吐機能の移転であると認識しており、美謝川の切替え工事に関連する法定外公共物管理条例に基づく協議の要否について照会文書を沖縄防衛局から受けておらず、当然に回答文書も作成していない。

イ 美謝川の切替え工事に関連するものではなく、辺野古ダムにおける洪水吐の付替えに関連する文書を請求されていることが考えられたことから、審査請求人に対して、請求内容を補正するよう求めたが、補正には応じられないとの返答があった。したがって、本件請求に係る文書を保有していた事実がないと判断した。

ウ 審査請求人以外の市民から本件請求と同様に美謝川の水路切替えとする内容の請求があったが、審査請求人の際と同様に補正を求めたところ、補正に応じたため、請求内容により公開決定を行っている。

5 当審査会の判断

(1) 審査請求人は「美謝川の切り替え工事に関連する」文書の開示請求を行ったが、実施機関は「辺野古ダムにおける洪水吐の付替えに関連する」文書は存在するが、「美謝川の切り替え工事に関連する」文書は存在しないとして公文書不存決定を行っている。

実施機関は本件不存決定を行うにあたり、審査請求人の「公文書公開請求書」の「請求する公文書の内容」から、審査請求人が求めていると思われる文書を「辺野古ダムにおける洪水吐の付替えに関連する」文書であると判断している。

(2) しかし、審査請求人の2021年8月12日付「意見書」の添付資料として提出

された資料⑥では、平成 26 年 4 月 11 日付で沖縄防衛局長から名護市長宛に「法定外公共物占有等協議書」が出されており、その「占有等の目的」として「美謝川の既設河道埋立に伴う美謝川の切り替え及び土砂運搬施設」と記載されている。

当審査会においては、前記文書の存在を踏まえ、実施機関に対し、当該文書に関連する文書の提出を求めたところ、沖縄防衛局と名護市との間で交わされた以下の文書が提出された。

- ① 平成 26 年 4 月 11 日付「普天間飛行場代替施設建設事業に係る協議書について（依頼）」
- ② 平成 26 年 4 月 22 日付「貴職からの文書に係る疑義について（照会）」
- ③ 平成 26 年 4 月 28 日付「貴職からの文書に係る疑義について（回答）」
- ④ 平成 26 年 5 月 7 日付「普天間飛行場代替施設建設事業に係る協議書の補正について（通知）」
- ⑤ 平成 26 年 5 月 9 日付「普天間飛行場代替施設建設事業に係る協議書の補正について（回答）」
- ⑥ 平成 26 年 5 月 9 日付「普天間飛行場代替施設建設事業に係る協議書の補正について（通知）」
- ⑦ 平成 26 年 6 月 6 日付「普天間飛行場代替施設建設事業に係る協議書等について」
- ⑧ 平成 26 年 9 月 3 日付「普天間飛行場代替施設建設事業に係る協議書について（通知）」

(3) これらのことから明らかなように、審査請求人が開示請求を行った「美謝川切り替え工事に関連する」文書は存在するのであるから、文書を不存在とした実施機関の判断は妥当ではない。なお、前記各文書の他に「美謝川切り替え工事に関連する」文書の存在をうかがわせる事情は認められない。

(4) 結論

以上のことから、上記 1 のとおり判断する。

6 審査の処理経過

年 月 日	審 査 経 過
令和 3 年 5 月 28 日	審査請求書受付
令和 3 年 7 月 26 日	諮問書受付
令和 3 年 7 月 27 日	第 1 回審査会
令和 3 年 8 月 25 日	第 2 回審査会 口頭意見陳述
令和 3 年 10 月 6 日	第 3 回審査会
令和 3 年 11 月 1 日	第 4 回審査会

7 名護市情報公開・個人情報保護審査会名簿

職 名	氏 名
会 長	島 田 考 人
副会長	島 袋 達 志
委 員	儀 保 唯

別添 美謝川切替え工事に関連する文書

1 実施機関が作成した文書

- (1) 平成 26 年 4 月 22 日付「貴職からの文書に係る疑義について（照会）」
- (2) 平成 26 年 5 月 7 日付「普天間飛行場代替施設建設事業に係る協議書の補正について（通知）」
- (3) 平成 26 年 5 月 9 日付「普天間飛行場代替施設建設事業に係る協議書の補正について（通知）」

2 実施機関が取得した文書

- (1) 平成 26 年 4 月 11 日付「普天間飛行場代替施設建設事業に係る協議について（依頼）」
- (2) 平成 26 年 4 月 28 日付「貴職からの文書に係る疑義について（回答）」
- (3) 平成 26 年 5 月 9 日付「普天間飛行場代替施設建設事業に係る協議書の補正について（回答）」
- (4) 平成 26 年 6 月 6 日付「普天間飛行場代替施設建設事業に係る協議書等について」
- (5) 平成 26 年 9 月 3 日付「普天間飛行場代替施設建設事業に係る協議について（通知）」